

厚生労働大臣が示した状態像

対象外種目	厚生労働大臣が定める者 (第95号告示第25号のイ)	厚生労働大臣が定める者に該当する 基本調査の結果
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 *
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「できない」
認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達 できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7の いずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知 症の症状がある旨が記載されている 場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
移動用リフト（つり 具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とす る者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と 認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「1. 一部介助」又は「4. 全介助」 *
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

ア 原則として、要介護認定調査の基本調査の直近の結果を用いる。

イ ただし、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか利用者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断する。

ウ アにかかわらず、次の①から③までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書のほか、医師の診断書又は担当介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

- ① 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に（厚生労働大臣が示した状態像）に該当する者（例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象）
- ② 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに（厚生労働大臣が示した状態像）に該当するに至ることが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）
- ③ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から（厚生労働大臣が示した状態像）に該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）